

令和4年度 第3回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和4年6月24日（金） 午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第2回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第14号 新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に
係るキャンセル料への補助金交付要綱の制定について
- 日程第5 議案第15号 宮古島市史編さん調査員設置要綱の制定について
- 日程第6 そ の 他

議案第14号

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年6月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等によるキャンセル料への補助金を交付する必要があるため、本案を提案します。

別紙

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止、延期、生徒の不参加等に係るキャンセル料に対する保護者負担の軽減を図るため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者の範囲)

第2条 補助対象者は、宮古島市立学校に在籍し、かつ、修学旅行に参加する学年に属する児童生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセル料が発生した児童生徒とする。

(補助金の交付申請者)

第3条 補助金の交付申請については、補助対象者の委任を受け、学校長（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(補助金の額及び対象期間)

第4条 補助金の額については、発生したキャンセル料の実費以内の額とする。ただし、補助金の総額は、予算の範囲内で教育委員会が定めるものとする。

2 補助金の対象期間は、キャンセルの事由が発生した日が属する会計年度の末日までとする。

(制限)

第5条 この要綱に定める補助金に対し、キャンセル料を教育委員会以外の団体等が補助金として交付する場合は、教育委員会からの補助金の重複交付は行わないこととする。

(補助金の交付要件)

第6条 補助金は、次に掲げる費用に対して交付するものとする。ただし、個人の都合等によるキャンセル料は除く。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校及び教育委員会が修学旅行を中止し、又は延期したことで発生するキャンセル料
 - (2) 新型コロナウイルスへの感染、濃厚接触等により、修学旅行に参加予定だった児童生徒が不参加となったことで発生するキャンセル料
- (補助金の交付申請)

第7条 申請者は、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という)に次の関係書類を添え、キャンセルの事由が発生した後又は修学旅行が終了した後、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行実施計画書
- (2) 修学旅行費内訳書及び見積書、旅行日程表
- (3) 修学旅行参加児童生徒名簿(学校ではなく個人の不参加のみの場合は不参加者の名簿)
- (4) 日程確認表
- (5) キャンセル、不参加となった理由書(根拠資料を添付)
- (6) キャンセル料の内訳
- (7) その他必要書類

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第8条 教育委員会は、申請者から提出された交付申請書を審査し、規則及びこの要綱に定める要件に適合するものであるかを調査し、適合するときは速やかにその決定内容について、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金の交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)を申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 教育委員会は、前条の規定により確定した額の補助金を交付するものとする。

(補助金の返納)

第10条 申請者は、補助金の交付完了後、補助金を返納する必要が発生したと

きは、返納の理由を明記の上、速やかに新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金の返納申出書（様式第3号）により返納手続を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条関係)

第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

住 所
学 校 名
校 長 名 公印
担 当 者 名

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の
中止等に係るキャンセル料への補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付について、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 学校名 :
2. 旅行日程: 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 補助金交付
申請額: 円
4. 添付書類
 - (1) 修学旅行実施計画書
 - (2) 修学旅行費内訳書及び見積書、旅行日程表
 - (3) 修学旅行参加児童生徒名簿（学校ではなく個人の不参加のみの場合は不参加者の名簿）
 - (4) 日程確認表
 - (5) キャンセル、不参加となった理由書（根拠資料を添付）
 - (6) キャンセル料の内訳
 - (7) その他必要書類

様式第2号(第8条関係)
宮教委指令第 号

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係る
キャンセル料への補助金の交付決定及び額の確定通知書

申請者様

年 月 日付け、第 号で申請のあった令和 年度新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金については、宮古島市補助金等交付規則(平成17年宮古島市規則第48号)及び新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱により、次の条件を付して交付します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金

_____ 円

- 2 宮古島市補助金等交付規則及び新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱を遵守し、不明な点については、当委員会担当者と協議の上、誠意を持って善処すること。
規則に基づいて補助金の全額、又は一部の返還を要求された場合は、直ちに応じること。

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長

印

様式第3号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

申請者
住 所
学 校
校長名 印

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係る
キャンセル料への補助金の返納申出書

年 月 日付け、宮教委指令第 号により補助金の額の確定及び交付決定
を受けた、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料
への補助金について、下記理由により返納いたします。

記

- 1 返納金 円
- 2 返納理由

修学旅行キャンセル料 見積もり

		料金	キャンセル料	人数	総額		
西城小	児童	65,200	13,040	18	234,720		
砂川小	児童	71,400	14,280	10	142,800		
北小	児童	61,200	12,240	50	612,000		
狩俣小	児童	71,900	14,380	8	115,040		
狩俣中	生徒		6,760	4	27,040		
西辺中	生徒		6,760	12	81,120		

合計 1,212,720

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱をここに公布する。

令和4年3月17日

宮古島市教育委員会

教育長 大城 裕子

宮古島市教育委員会訓令第2号

新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止、延期、生徒の不参加等に係るキャンセル料に対する保護者負担の軽減を図るため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者の範囲)

第2条 補助対象者は、宮古島市立学校に在籍し、かつ、修学旅行に参加する学年に属する児童生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセル料が発生した児童生徒とする。

(補助金の交付申請者)

第3条 補助金の交付申請については、補助対象者の委任を受け、学校長（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(補助金の額及び対象期間)

第4条 補助金の額については、発生したキャンセル料の実費以内の額とす

る。ただし、補助金の総額は、予算の範囲内で教育委員会が定めるものとする。

2 補助金の対象期間は、キャンセルの事由が発生した日が属する会計年度の末日までとする。

(制限)

第5条 この要綱に定める補助金に対し、キャンセル料を教育委員会以外の団体等が補助金として交付する場合は、教育委員会からの補助金の重複交付は行わないこととする。

(補助金の交付要件)

第6条 補助金は、次に掲げる費用に対して交付するものとする。ただし、個人の都合等によるキャンセル料は除く。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校及び教育委員会が修学旅行を中止し、又は延期したことで発生するキャンセル料
- (2) 新型コロナウイルスへの感染、濃厚接触等により、修学旅行に参加予定だった児童生徒が不参加となったことで発生するキャンセル料

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という)に次の関係書類を添え、キャンセルの事由が発生した後又は修学旅行が終了した後、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行実施計画書
- (2) 修学旅行費内訳書及び見積書、旅行日程表
- (3) 修学旅行参加児童生徒名簿(学校ではなく個人の不参加のみの場合は不参加者の名簿)
- (4) 日程確認表
- (5) キャンセル、不参加となった理由書(根拠資料を添付)
- (6) キャンセル料の内訳
- (7) その他必要書類

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第8条 教育委員会は、申請者から提出された交付申請書を審査し、規則及び

この要綱に定める要件に適合するものであるかを調査し、適合するときは速やかにその決定内容について、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金の交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）を申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 教育委員会は、前条の規定により確定した額の補助金を交付するものとする。

（補助金の返納）

第10条 申請者は、補助金の交付完了後、補助金を返納する必要が発生したときは、返納の理由を明記の上、速やかに新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に係るキャンセル料への補助金の返納申出書（様式第3号）により返納手続を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

議案第15号

宮古島市史編さん調査員設置要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年6月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市史の発刊にあたり、現地調査や聞き取り調査などを行う必要があり、市史編さん委員会に調査員を置くには、要綱を制定する必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市史編さん調査員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市史編さん委員会規則（平成17年教育委員会規則第47号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、宮古島市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の行う調査に関し、調査員を設けるために必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 委員会に、宮古島市史編さん調査員（以下「調査員」という）を置く。

- 2 調査員は、委員会で審議された事項について、調査を行う。
- 3 調査員は、教育長の依頼により調査を行う。

(組織及び任用)

第3条 調査員は、委員会の委員長又は規則第8条の規定による小委員会が推薦し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 調査員は20人以内とする。
- 3 調査員の任期は、2年とし再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠調査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第4条 調査員の報償については、宮古島市謝礼金支払基準に基づき支給する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○宮古島市史編さん委員会規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第47号

改正 平成22年4月23日教委規則第11号

平成22年5月25日教委規則第13号

令和元年12月26日教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市附属機関設置条例（令和元年宮古島市条例第28号）第3条の規定に基づき、宮古島市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則15・全改)

(担当事務)

第2条 委員会は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市史編集に関する基本的大綱に関する事項
- (2) 市史編集に関する調査及び資料収集に関する事項
- (3) その他市史編集に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び市職員の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(平22教委規則11・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて小委員会を設け、これに職務の一部を委任することができる。

2 小委員会は、委任された事項を調査審議し、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 小委員会の運営に関しては、前3条の規定をそれぞれ準用する。

(関係者の出席)

第9条 委員会において必要があると認めるときは関係者の出席を求め、必要な資料の提供を依頼し、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会に関する事務は、生涯学習部生涯学習振興課において主管する。

(平22教委規則13・一部改正、令元教委規則15・旧第11条繰上)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令元教委規則15・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月23日教委規則第11号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月25日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月26日教委規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

歳出予算要求書

令和4年度 会計 001 一般会計
(現年) (当初予算) (査定結果)

令和4年6月2日 12時54分 作成
作成者: 久貝 弥嗣

款		10 教育費		事業計	当初要求額	査定増減額	査定結果額	前年度当初	比較	前年度 予算現額	前々年度 決算額	所属	0102020100-0000 生涯学習振興課				
項		05 社会教育費			8,263	△590	7,673	10,819	△3,146	11,788	0		部				
目		09 市史編さん費		財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	使用料	手数料	分担金	負担金	寄附金	実 施 計 画					
事業 前略番号 011399	大	0001 市史編さん事業			0	0	0	0	0	0	0		0	章			
	中	01 市史編さん事業			財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	その他	一般財源		節				
	小				0	0	0	0	0	0	0		7,673	細 節			
細 節		細 々 節		節・細節・細々節名称 / 積算基礎				丸 め	当初要求額	査定増減額	査定結果額	前年度当初	比較	前年度 予算現額	前々年度 決算額	性質分類	臨 経
19		期末手当(会計年度パート 任用職員)						799	0	799	789	10	789	0			
	1	期末手当(会計年度パート 任用職員) (簡略番号: 011407)						799	0	799	789	10	789	0	人-委-金-期	臨	
		<積算基礎>															
		期末手当(6月・12月) 市史編さん員2人						798,812									
		@要求どおり															
7		報償費						1,438	0	1,438	72	1,366	72	0			
	1	報償費						1,438	0	1,438	72	1,366	72	0			
		報償費 (簡略番号: 011410)						1,438	0	1,438	72	1,366	72	0	補-そ-その他	経	
		<積算基礎>															
		公文書館設置検討会招聘者謝礼															
		(本島2名×4,000円+島内2名×3,000円)×2回						28,000									
		自治会編調査報償費 9,000円×140日						1,260,000									
		市史資料筆耕料 1,500円×100枚						150,000									
		@要求どおり															
8		旅費						1,598	△590	1,008	1,056	△48	1,056	0			
	1	費用弁償						1,074	△394	680	849	△169	849	0			
		費用弁償 (簡略番号: 011413)						1,074	△394	680	849	△169	849	0	物-旅費	経	
		<積算基礎>															
		公文書館設置検討会招聘者旅費															
		1次(本島2名×36,300円+島内2名×1,000円)×2回						140,200									
		市史編さん委員会委員招聘旅費(沖縄島より7名の2回)															
		1次(36,740円+8,000円+3,000円)×7人×2回						668,260									
		市史編さん委員会委員招聘旅費(市内より8名の2回)															
		1次1,000円×8名×2回						16,000									
		自治会編調査委員招聘旅費(沖縄島より5名の1回)															
		1次(36,740+8,000円+3,000円)×5名						238,700									